

子供の貧困対策に関する大綱の見直しについて（案）

平成30年11月27日

子どもの貧困対策会議決定

1. 平成26年8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱について」（以下「現大綱」という。）において、現大綱は、「社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する」とされている。
2. 現大綱がとりまとめられた平成26年以降、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等多方面にわたって子供の貧困対策を拡充しており、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率などにも改善がみられるところ、今後更に改善を進めていくことが重要である。
3. このため、子どもの貧困対策会議は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第15条第2項第1号の規定に基づき、現大綱策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成31年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱（以下「新大綱」という。）の案の作成を行う。
4. 新大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することとする。